

徳島県立牟岐少年自然の家 管理運営業務要求水準書

令和3年7月
徳島県教育委員会生涯学習課

目 次

1	少年自然の家の管理運営に関する基本的な考え方	1
2	管理の基準	
(1)	休所日	1
(2)	利用の許可	1
3	管理運営体制	2
4	業務の委託の制限	2
5	法令等の遵守	2
6	モニタリングの実施	3
(1)	事業報告書等	3
(2)	セルフモニタリング	3
(3)	実地調査	3
7	情報管理	
(1)	業務の実施を通じて知り得た情報	3
(2)	個人情報	3
8	情報公開	4
9	規程の制定	4
10	危機管理対応	4
11	施設の目的外使用許可	4
12	各種保険	
(1)	火災保険	4
(2)	施設の賠償責任保険	4
13	指定管理料及び経理等について	
(1)	指定管理料の額	5
(2)	指定管理料の支払い	5
(3)	帳簿及び会計証拠書類	5
14	原状回復義務	
(1)	指定期間の満了等による場合	5
(2)	毀損滅失した場合	5
15	備品の管理	5
16	業務の内容	
(1)	施設の運營業務	6
(2)	施設の維持管理業務	7
(3)	利用の許可に関する業務	8
(4)	利用料金に関する業務	8
(5)	その他管理に関し必要な業務	8
17	県と指定管理者の役割分担	9
18	業務不履行時の手続き	9
19	協議	9

徳島県立牟岐少年自然の家（以下「少年自然の家」という。）の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この要求水準書の定めるところによる。

1 少年自然の家の管理運営に関する基本的な考え方

少年自然の家の管理運営については、次に掲げる基本的な考え方に沿って行うものとする。

- （１）関係法令及び条例等の規定を遵守すること。
- （２）少年自然の家が、少年を自然に親しませ、自然の中での集団宿泊生活を通じてその健全な育成を図ることを目的として設置されたことを踏まえ、この趣旨に沿った管理運営を行うとともに、利用者のサービスの向上及び利用促進に努めること。
- （３）効率的な管理運営を行い、管理運営経費の節減に努めること。
- （４）利用者の意見を管理運営に反映させるとともに、利用者の平等かつ公平な利用を確保すること。
- （５）施設の性能及び機能を維持し、利用者へのサービスが円滑に提供され、施設の利用者が安全かつ快適に利用できるよう施設の保守管理を行うこと。
- （６）個人情報の保護を徹底すること。
- （７）環境に配慮した管理運営を行うこと。
- （８）近隣住民や関係機関との良好な関係を維持すること。

2 管理の基準

（１）休所日

12月28日から1月4日までとする。ただし、必要があると認めるときは、事前に県教育委員会の承認を得て、臨時に休所又は休所日に開所することができる。詳細は「徳島県立牟岐少年自然の家の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）」を参照のこと。

（２）利用の許可

指定管理者は、少年自然の家の利用者に対し、利用の許可を行う。許可に際しては、適切な利用の確保に充分留意すること。

少年自然の家の管理上支障があると認めるときは、利用の許可を拒み、または利用の中止を命ずること等ができる。

3 管理運営体制

管理運営業務を適正に実施するために、適正な職員を配置すること。

- (1) 総括責任者を専任配置すること。
- (2) 少年自然の家の管理運営上、利用者の安全確保と円滑な利用が図られるよう、次の掲げる職員について必要な員数を配置すること。
 - ・ 教員経験者
 - ・ 教員又は社会教育主事の有資格者、又は同等の知識経験を有すると認められる者
 - ・ 野外・スポーツ活動を行う施設の指導者としての経験を有する者又は同等の知識経験を有すると認められる者
- (3) 防火管理者など、法で定める有資格者を置くこと。
- (4) 各種業務の責任体制を確立すること。
- (5) 職員に対し研修を実施し、管理運営に必要な知識と技術の習得に努めること。

4 業務の委託の制限

指定管理者が業務の全部を一括して、又は業務の主たる部分を第三者に委託又は請け負わせることを禁ずる。ただし、指定管理者が県の承諾を得た場合は、業務の一部を第三者に委託又は請け負わせることができる。

5 法令等の遵守

指定管理者は、業務の遂行に関連する法令等を遵守しなければならない。

事業の遂行にあたり、遵守すべき法令等は以下のとおり。

- ① 地方自治法
- ② 労働基準法はじめ労働関係法令
- ③ 徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例
- ④ 徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則
- ⑤ 徳島県立牟岐少年自然の家の設置及び管理に関する条例
- ⑥ 徳島県立牟岐少年自然の家管理規則
- ⑦ 徳島県個人情報保護条例
- ⑧ 徳島県情報公開条例
- ⑨ 消防法、水道法その他施設又は設備の維持管理又は保守点検に関する法令
- ⑩ その他関連法令

6 モニタリングの実施

県は、指定管理者が行う業務の実施状況を把握し、良好な管理運営状況を確保するために、モニタリングを実施する。

また、指定管理者は施設の効果的かつ効率的な運営管理及びサービス向上の観点から、毎月セルフモニタリングを実施すること。

様式等詳細については協定において定める。

(1) 事業報告書等

ア 指定管理者は、毎月終了後10日以内に、月次報告書等を県に提出すること。

イ 指定管理者は、各年度の終了後1ヶ月以内に、本件施設の運営管理業務の実施状況や利用状況等を正確に記載した事業報告書及び本件施設の収支決算報告書を作成し、県に提出すること。

(2) セルフモニタリング

指定管理者は、施設の効果的・効率的な運営管理及びサービス向上の観点から、毎月セルフモニタリングを実施して、その報告書を月次報告書等とともに県に提出すること。

(3) 実地調査

県は、施設の適正な管理運営を期すため、指定管理者に対し、必要に応じて業務日誌（日報）の点検並びに管理の状況、施設、設備及び各種帳簿等の実地調査を行う。

7 情報管理

(1) 業務の実施を通じて知り得た情報

指定管理者、若しくは本業務の全部又は一部に従事する職員は、本業務の実施によって知り得た秘密及び県の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

また、指定管理者の指定期間が満了し、又は指定が取り消され、若しくは従事者の職務を退いた後においても同様とする。

(2) 個人情報

指定管理者は、指定管理業務を実施するに当たって個人情報を取り扱う場合は、その取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理に努め、個人情報の保護を図るため必要な措置を講ずること。

個人情報の漏えい等の行為には、徳島県個人情報保護条例に基づき罰則が適用される場合があること。

必要な措置の詳細については、協定書において定めることとする。

8 情報公開

徳島県情報公開条例第31条の2の規定に基づき、少年自然の家の管理業務に関する部分について、県民からの情報公開請求に対応できるように、指定管理者は、保有する情報の公開に関する規程等（県民からの公開請求に対応できる制度）を設けなければならない。

9 規程の制定

指定管理者は、管理業務の処理について規程を定めることができるとともに、申請に対する処分を行おうとする場合は、徳島県行政手続条例に準じ、審査基準等の規程を定めなければならない。これらの規程を制定し、又は改廃するときは、県の承認を受けなければならない。

10 危機管理対応

- (1) 指定管理者は、自然災害、人為災害、事故等のあらゆる非常事態に備え、あらかじめ対応マニュアルを作成し県に報告するとともに、職員を指導すること。
- (2) 指定管理者は、次の各号に該当する場合は、速やかに県に報告するとともに、その指示に従わなければならない。
 - ア 災害その他の事故により、負傷者等が発生したとき。
 - イ 災害その他の事故により、施設にかかる県の財産が滅失したとき。
 - ウ 施設の利用を中止する必要が生じたとき。
 - エ その他業務実施上、不測の事態が生じたとき。
- (3) 指定管理者は、参考資料⑩「避難所等施設利用に関する協定書」を締結するものとする。

11 施設の目的外使用許可

施設の目的外使用許可については、県が行う。

12 各種保険

- (1) 火災保険
県が加入する。
- (2) 施設の賠償責任保険
指定管理者が加入すること。
（全国青少年教育施設協議会「青少協団体保険」）

1 3 指定管理料及び経理等について

(1) 指定管理料の額

指定管理料の額は、収支計画書（様式10-5）における固定費，運営費及び維持管理費の合計額から利用料金収入，自主事業収入及び施設の運営業務にともなうその他の収入の合計額を控除した額（消費税及び地方消費税を含む）とする。

(2) 指定管理料の支払い

各年度ごとに県と指定管理者が協議の上締結する年度協定に従い，指定管理者の請求に基づき，県が支払う。

(3) 帳簿及び会計証拠書類

指定管理者は，経理規程を策定のうえ，帳簿及び会計証拠書類を備え，適正に会計を処理するとともに帳簿及び会計証拠書類は5年間保管すること。

1 4 原状回復義務

(1) 指定期間の満了等による場合

指定管理者は，施設又は設備の変更をしようとするときは，あらかじめ県と協議すること。

また，当該指定管理者の指定の期間が満了したとき，又は指定を取り消されたときは，県の指示するところにより，施設又は設備を原状に回復しなければならない。

(2) 毀損滅失した場合

指定管理者は，施設及び設備を毀損滅失したときは，県の指示するところにより，施設又は設備を原状に回復し，又は損害を賠償しなければならない。

1 5 備品の管理

(1) 県は，参考資料⑦「備品一覧」に記載する備品（以下「県有備品」という。）を無償で指定管理者に貸与する。

(2) 県有備品が経年劣化等により本業務の実施の用に供することができなくなった場合は，必要に応じて，県が当該備品を調達する。ただし，1件20万円以下の県有備品の更新については，修繕費として指定管理者が実施することとし，当該県有備品は県に帰属するものとする。

(3) 指定管理者は，故意又は過失により県有備品を毀損滅失したときは，当該備品と同等の機能を有するものを調達することとし，当該県有備品は県に帰属するものとする。

(4) 指定管理者は，任意により県有備品以外の備品を調達し，本業務実施のために供することができるとし，当該備品は指定管理者に帰属するものとする。

1 6 業務の内容

指定管理者が行う業務の内容は次のとおりとし、各業務の詳細内容については、適宜参考資料①～⑩を参照のこと。

(1) 施設の運營業務

ア 共通事項

- (ア) 業務の適正な履行のため、必要な職員を配置し、人員体制を確保すること。
- (イ) 職員の勤務形態は、少年自然の家の運営に支障がないよう定めること。
- (ウ) 職員に対して、施設の管理運営に必要な研修並びに必要な知識、経験を積むことができる研修等を実施すること。

イ 受入業務

- (ア) 小・中学校の集団宿泊訓練が円滑に実施できるように、県と連携の上、受入事業を実施すること。
- (イ) 受入事業に際して、食事代等、利用料金以外の実費負担の徴収については、事前に価格等を県に届け出を行うこと。

ウ 利用促進業務

- (ア) 受入業務の円滑な実施を図りつつ、施設の利用促進を図るため、施設の設置目的に合致した主催事業を含む自主事業を企画し、実施すること。
- (イ) イベント等普及啓発活動やスポーツ合宿の誘致等、少年自然の家の機能を活用した利用促進を図ること。
- (ウ) 自主事業の実施にあたっては、地元自治体と協調し、地元が設置する周辺施設をはじめ、関係団体等と十分な連携を図ること。
- (エ) 自主事業の実施にあたっては事前に県の承認を得ること。

※ 自主事業

自主事業とは、少年の参加を原則とする主催事業の他、指定管理者が施設の利用促進を目的として自主的に行うイベント事業をいう。特に企業協賛イベント、有料イベント等により指定管理料の負担軽減をすることも可能。

エ 受付案内業務（接客対応、電話対応、団体対応、苦情対応等）

- (ア) 利用者が円滑に施設を利用できるよう、利用者本位の観点から受付案内業務を実施すること。
- (イ) 利用団体間の調整に関すること
- (ウ) 利用団体との事前相談に関すること

(エ) 施設利用のルール（生活のきまりや注意事項等）の利用者への周知に関すること

オ 食堂の運営に関すること

利用者に食事等を提供するため、適正な食堂業務を行うこと。（当該業務は外部委託可能）また、食堂は、利用者から徴収した金額で運営すること。

- ・ 食堂運営に際しては、保健衛生に万全の注意を払い、食品衛生法及びその他の関係法令等を遵守し、十分な栄養と良好な嗜好を有する食事等の提供が行えるように努めること。
- ・ 食材の調達に際しては、食育の観点から地場産物の活用に努めること。
- ・ 食事等の献立は、栄養士が作成し、関係責任者が承認を行うこと。
- ・ 調理時は、栄養士又は調理師の免許を保有する者が常駐し、その指揮の下で調理を行うこと。
- ・ 少年の集団宿泊訓練等については、原則、現在の提供価格を上回らない価格とするが、特別料理についてはその限りではない。ただし、社会情勢等の変化があった場合は県と協議する。

カ その他の運営業務

(ア) 牟岐少年自然の家の運営及び利用が円滑に実施できるよう県教育委員会が設置運営する「徳島県立牟岐少年自然の家運営協議会」の意見等に十分配慮した運営を行うこと。

(2) 施設の維持管理業務

ア 清掃業務

(ア) 少年自然の家の衛生的環境と美観の保持及び清潔かつ爽快な利用が確保できるよう、清掃業務を実施すること。

(イ) 日常清掃，定期清掃，特別清掃等の清掃内容による実施計画を作成，履行すること。

イ 施設警備業務

(ア) 施設の秩序及び規律を維持し，盗難，破壊等の犯罪及び火災等の災害の発生を警戒・防止することにより，財産の保全を図るとともに利用者の安全を守ることを目的として業務を実施すること。

(イ) 基本的に，宿泊者がいない場合，及び休所日においても，少なくとも1名の宿日直を配置すること。

ウ 設備運転管理等業務

施設の性能及び機能を維持し，利用者へのサービスが円滑に提供され，施設の利用者が安全かつ快適に利用できるよう，少年自然の家内の電気設備，機械設備及び防災設備等について，適切な設備維持管理計画のもとに運転・監視，点検，保守，部品の更新等を実施すること。

エ 建築物・工作物・備品等維持管理業務

施設の性能及び機能を維持し，利用者へのサービスが円滑に提供され，施設の利用者が安全かつ快適に利用できるよう，適切な日常点検，定期点検，修繕等を実施すること。

オ 植栽管理業務

敷地内の植栽を適切に管理することにより，豊かで美しい施設環境を維持することを目的として業務を行うこと。

カ メーカー等発注業務

業務項目の詳細については，参考資料⑥「委託業務一覧」を参照のこと。

キ 修繕業務

業務が円滑に遂行されるよう，施設の劣化を防止し，施設の機能及び性能を維持するため，計画的な修繕及び発生した不具合の修繕等，大規模修繕以外の修繕を実施すること。

なお，1件20万円以下の備品の更新については，修繕費として指定管理者が実施するものとする。

(3) 利用の許可に関する業務

ア 条例第8条の規定に基づき，利用の許可をすること。

イ 条例第9条の規定に基づき，利用の許可を拒否すること。

ウ 条例第10条の規定に基づき，利用の許可を取り消し，又は利用の中止を命ずること。

(4) 利用料金に関する業務

ア 条例第11条の規定に基づき，利用料金を自らの収入として収受すること。

イ 条例第11条の規定に基づき，利用料金の額について，条例別表に掲げる基準額を超えない範囲で，知事の承認を得て決定又は変更すること。なお，この場合，一定の周知期間を設け，適切な告知に努めること。

ウ 条例第13条の規定に基づき，利用料金の減免基準について，知事の承認を得て決定又は変更すること。なお，この場合，一定の周知期間を設け，適切な告知に努めること。

(5) その他管理に関し必要な業務

利用における予約管理（空き情報）については，「徳島県公共施設予約システム（パソコンや携帯電話からインターネットを通じて，県の施設の予約申込み等が行えるシステム）」を利用すること。なお，固定IPの払い出しを受けられるインターネットサービスに加入することが必要です。

1 7 県と指定管理者の役割分担

	項 目	指定管理者	徳島県
①	利用許可に関すること	○	
②	施設設備の維持管理(清掃等を含む)	○	
③	機械設備の保守点検	○	
④	敷地内の環境保全	○	
⑤	安全衛生管理	○	
⑥	物品の保管・管理	○	
⑦	利用促進事業の企画, 運営	○	
⑧	施設設備の修繕(1件60万円未満)	○	
⑨	施設設備の大規模な修繕(1件60万円以上)		○
⑩	事故, 火災等による施設の損傷(事案による)	○	○
⑪	不可抗力, 施設の瑕疵に基づく施設利用者の被災に対する責任		○
⑫	施設の管理上の瑕疵に基づく施設利用者の被災に対する責任	○	
⑬	火災共済保険加入		○
⑭	包括的な管理責任		○

※ 初年度は特例として県と協議の上変更する場合がある。

1 8 業務不履行時の手続き

指定管理者が管理運営サービス水準を満たしていないと県が判断したときは、以下の措置をとる。

- (1) 県は指定管理者に対し、改善措置を勧告し、指定管理者は改善計画書を提出する。
- (2) 県と指定管理者から構成される関係者協議会で改善計画書の妥当性を検討する。
- (3) 県はモニタリングにより改善計画書に従った業務の改善が認められているか判断する。
- (4) 県が改善が認められないと判断した場合、違約金相当額を指定管理料から減額する。

違約金の設定については、「徳島県立牟岐少年自然の家の管理運営に関する協定書」(案)の別紙3「業務不履行時の手続き」を参照すること。

- (5) 県は(1)から(4)を経ても、なお、業務の改善が認められないと判断した場合、又は、同一の対象業務において連続して2回の違約金徴収措置を経た後、さらに違約金を徴収すべき事由が発生した場合、指定管理者の指定を取り消し、又は、管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

1 9 協議

この要求水準書に定めるもののほか、指定管理者が行う業務の内容及びその処理について疑義が生じたときは、県と協議し、決定する。

以上

- 参考資料① 施設配置図
- 参考資料② 過去５年間（平成２８年度～令和２年度）の収支状況（特殊要因を除く）
- 参考資料③ 過去５年間（平成２８年度～令和２年度）の年度別利用状況
- 参考資料④ 管理運営体制の状況（令和２年度現在）
- 参考資料⑤ 維持管理に関する業務基準書
- 参考資料⑥ 委託業務一覧（令和３年度見込額）
- 参考資料⑦ 備品一覧
- 参考資料⑧ 教育財産の目的外使用許可の状況
- 参考資料⑨ 運営協議会委員名簿
- 参考資料⑩ 避難所等施設利用に関する協定書



過去5年間(H28～R2)の収支状況

(単位:円)

項 目		H28	H29	H30	R1	R2	合計	
収入	指定管理料	74, 210, 000	73, 636, 000	73, 636, 000	75, 000, 000	75, 000, 000	371,482,000	
	利用料金収入	3, 503, 410	3, 167, 030	3, 252, 080	3, 644, 340	439, 980	14,006,840	
	事業収入(給食含む)	35, 239, 911	33, 406, 125	34, 360, 638	38, 417, 499	4, 503, 457	145,927,630	
	収入合計	112, 953, 321	110, 209, 155	111, 248, 718	117, 061, 839	79, 943, 437	531,416,470	
支出	固定費	人件費	49, 383, 269	47, 207, 996	45, 904, 142	46, 633, 994	40, 426, 900	229,556,301
		光熱水費	6, 985, 345	7, 354, 365	7, 412, 015	7, 562, 126	5, 104, 777	34,418,628
		事務所運営費	3, 765, 957	3, 402, 261	3, 693, 834	4, 275, 399	3, 288, 321	18,425,772
	運営費		36, 858, 776	35, 750, 167	34, 591, 624	38, 361, 838	11, 528, 447	157,090,852
	維持管理費	清掃費	2, 124, 642	2, 058, 154	1, 951, 811	1, 910, 500	1, 603, 850	9,648,957
		施設警備費	1, 298, 500	1, 322, 500	1, 319, 281	1, 360, 500	1, 330, 500	6,631,281
		設備運転等管理費	8, 516, 656	8, 837, 762	9, 491, 576	9, 249, 191	9, 793, 245	45,888,430
		建築物・工作物・備品等維持管理費	0	0	0	0	0	0
		植栽管理費	31, 858	66, 833	43, 315	11, 146	16, 960	170,112
		メーカー等発注業務費	2, 676, 871	2, 645, 221	2, 655, 271	2, 745, 882	2, 690, 281	13,413,526
		修繕費	1, 123, 097	4, 247, 249	3, 778, 963	4, 074, 794	3, 752, 338	16,976,441
	支出合計		112, 764, 971	112, 892, 508	110, 841, 832	116, 185, 370	79, 535, 619	532,220,300
収支		188, 350	-2, 683, 353	406, 886	876, 469	407, 818	-803,830	

※退職金や大規模修繕費などの特殊要因は除く。

※金額は税込み額

牟岐少年自然の家利用状況

利用者数

平成28年度

人 数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
実利用人数	1,136	983	2,928	2,440	2,017	1,090	1,824	663	626	1,058	498	575	15,838
延宿泊人数	889	542	2,536	2,242	2,920	918	1,243	350	255	226	158	308	12,587
小学校(再掲)泊	0	236	2,359	1,490	848	594	959	147	0	0	0	0	6,633
中学校(再掲)泊	0	174	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	174
少年団体(再掲)泊	0	0	0	704	0	0	0	0	0	0	0	0	704
その他(再掲)泊	889	542	177	2,242	2,072	324	284	203	255	226	158	308	7,680
延利用人数	2,025	1,525	5,464	4,682	4,937	2,008	3,067	1,013	881	1,284	656	883	28,309

平成29年度

人 数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
実利用人数	856	1,207	2,616	1,992	1,305	2,343	2,148	852	519	935	602	458	15,833
延宿泊人数	685	951	2,317	1,646	1,761	2,012	1,146	331	26	74	347	256	11,552
小学校(再掲)泊	0	642	2,235	945	0	1,698	938	115	0	0	0	0	6,573
中学校(再掲)泊	0	114	0	0	34	0	0	0	0	0	0	0	148
少年団体(再掲)泊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	74	0	0	74
その他(再掲)泊	685	195	82	701	1,727	314	208	216	26	214	347	256	4,971
延利用人数	1,541	2,158	4,933	3,638	3,066	4,355	3,294	1,183	545	1,009	949	714	27,282

平成30年度

人 数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
実利用人数	1,110	1,812	1,504	1,579	1,428	2,315	1,520	1,022	645	1,326	358	684	15,303
延宿泊人数	861	1,561	1,270	1,249	2,313	2,053	1,234	698	104	255	127	515	12,240
小学校(再掲)泊	0	1,288	1,109	616	236	1,845	937	369	0	0	0	105	6,505
中学校(再掲)泊	0	108	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	108
少年団体(再掲)泊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他(再掲)泊	861	165	161	633	2,077	208	297	329	104	255	127	410	5,627
延利用人数	1,971	3,373	2,774	2,828	3,741	4,368	2,754	1,720	749	1,581	485	1,199	27,538

令和元年度

人 数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
実利用人数	1,089	1,424	2,115	2,405	1,659	1,432	2,180	841	876	1,254	506	57	15,838
延宿泊人数	740	1,241	1,746	2,030	2,733	986	1,802	404	218	344	189	0	12,433
小学校(再掲)泊	0	848	1,548	1,435	322	936	1,486	0	0	0	0	0	6,575
中学校(再掲)泊	0	107	0	0	0	0	0	17	0	0	0	0	124
少年団体(再掲)泊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他(再掲)泊	740	286	198	2,030	2,411	50	316	387	218	344	189	0	7,169
延利用人数	1,829	2,665	3,861	4,435	4,392	2,418	3,982	1,245	1,094	1,598	695	57	28,271

令和2年度

人 数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
実利用人数	0	189	300	474	488	728	625	696	351	476	248	433	5,008
延宿泊人数	0	0	0	107	199	173	40	53	110	0	0	307	989
小学校(再掲)泊	0	0	0	75	0	0	0	49	0	0	0	0	124
中学校(再掲)泊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
少年団体(再掲)泊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他(再掲)泊	0	0	0	32	199	173	40	4	110	0	0	307	865
延利用人数	0	189	300	581	687	901	665	749	461	476	248	740	5,997

収入額

(単位千円)

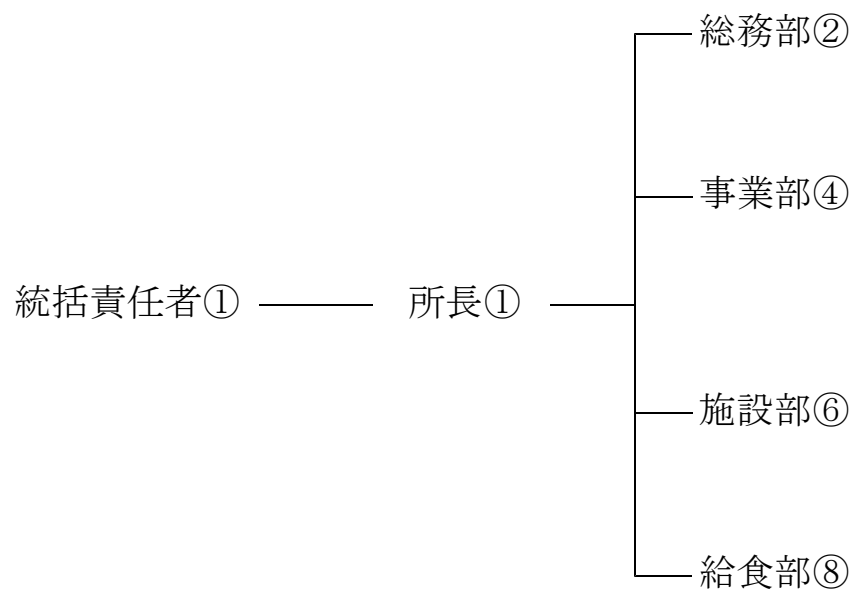
	利用料金収入	その他の収入	合 計	備 考
平成28年度	3,503	35,239	38,742	
平成29年度	3,167	33,406	36,573	
平成30年度	3,252	34,360	37,612	
令和元年度	3,644	38,417	42,061	
令和2年度	439	4,503	4,942	

※平成28年度は第Ⅳ期指定管理、平成29年度以降は第Ⅴ期指定管理である。

※その他の収入とは、自主事業による収入、食事等の提供による収入など、県が支払う指定管理料及び利用料金収入を除く
全ての収入とする。

管理運営（職員）体制の状況（令和２年度現在）

総数 22名



（正規 9，契約 2，嘱託 2，パート 9）

施設等の維持管理に関する業務基準表

業務名	対象設備 対象業務	規 格 等		数量	法定	業務基準	
						管理の内容	実施頻度
保守点検業務	電気設備	自家用電気工作物	設備容量 250 KVA	1式	○		月次点検 2ヶ月毎1回 年次点検 毎年1回
			受電電圧 6.6 KV				
			予備発電 50 KVA				
			定格容量 0.2 KV				
			受電種別 常時				
	消防設備	消火器具	粉末消火器	18本	○	機器点検 機器及び総合点検	毎年1回 毎年1回
		消火栓設備	屋内消火栓	11基			
			加圧送水装置	1組			
			起動スイッチ	10個			
			操作盤	1台			
		自動火災報知設備	受信機 P型1級30回線	1台			
			電鈴	12個			
			表示灯	12個			
			発信器 P型1級	13個			
			感知器 差動式スポット型	90個			
			定温式スポット型	27個			
			煙感知器(イオン、光電)	20個			
			差動式分布型	5個			
		非常警報(放送)設備	増幅器	1基			
			操作装置	1式			
		誘導灯設備	避難口	24台			
			通路(階段通路含む)	24台			
		火災通報装置		1式			
	エレベーター	帰還制御式エレベーター	750 kg	1基	○	定期検査(リモートも含む) 担当技術者検査	毎月1回 毎年1回
			付加装置 地震時管制運転装置 停電時自動着床装置				
	浄化槽	汚水処理トレンチ浄化槽	425人槽		○	水質検査、機器点検 水質検査(水道水、 原水槽、放流槽) 土壌排水	毎週1回 毎年4回 毎月1回
	貯水槽				○	飲料水の水質検査 貯水槽の清掃	毎年2回 毎年1回
	給湯・暖房機器	暖房用ボイラー	昭和SVヒーター-SVヒーター-SV2503A-HH型	1基	○	機器及び配管保守点検 整備作業	毎年1回
			昭和SVヒーター-SVヒーター-SV1603A-H型	1基			
		給湯用ボイラー 貯湯槽	昭和SVヒーター	1基		機器内の清掃 貯湯槽の清掃	毎年1回 毎年1回
			湯水工業製 3,000ℓ	1基			
測定業務	空気環境	施設内10カ所			○	温度 相対湿度 気流 炭酸ガス含有率 一酸化炭素含有率 浮遊粉塵量	毎年2回 1回の測定で各 項目ごと3回実 施
	煤煙	重油ボイラー煙導採取口			○	硫黄酸化物濃度 窒素酸化物濃度 煤塵	毎年2回

施設等の維持管理に関する業務基準表

No.2

業務名	対象設備 対象業務	規 格 等			法定	業務基準	
						管理の内容	実施頻度
清掃業務等	日常清掃	管理棟 1F	玄関ロビー	228.32	m ²	掃き掃除 水拭き 紙くずの取り捨て 床掃除(ワックス) 照明器具の清掃	毎日1回 適宜 毎日1回 毎年1回 毎年1回
			所長室	21.84	m ²		
			事務室	58.49	m ²		
			食堂	211.46	m ²		
			休憩室	12.48	m ²		
			管理人室	23.23	m ²		
			宿直室	14.63	m ²		
			保健室	20.64	m ²		
			通路	16.89	m ²		
			廊下	46.10	m ²		
			印刷室	7.45	m ²		
			便所	48.14	m ²		
			湯沸室	5.00	m ²		
			シャワー室(更衣室)	5.19	m ²		
		管理棟 2F	オリエンテーション室	330.42	m ²		
			研修室	274.71	m ²		
			廊下	121.83	m ²		
			湯沸室	3.21	m ²		
		宿泊棟 1F	便所	52.35	m ²		
			洗面室	28.08	m ²		
			廊下階段	187.84	m ²		
			便所	70.74	m ²		
		宿泊棟 2F	宿泊室(和室を含む)	364.00	m ²		
			風呂	40.50	m ²		
			洗面室	28.08	m ²		
			廊下階段	187.84	m ²		
		プレイホール	便所	70.74	m ²		
			宿泊室(和室を含む)	364.00	m ²		
			風呂	40.50	m ²		
			洗面室	28.08	m ²		
		海の学習棟	廊下階段	187.84	m ²		
			便所	70.74	m ²		
			宿泊室(和室を含む)	364.00	m ²		
			風呂	40.50	m ²		
		プール棟	洗面室	28.08	m ²		
			廊下階段	187.84	m ²		
			便所	70.74	m ²		
			宿泊室(和室を含む)	364.00	m ²		
		屋外	風呂	40.50	m ²		
			洗面室	28.08	m ²		
			廊下階段	187.84	m ²		
			便所	70.74	m ²		
	衛生器具	管理棟 1F	宿泊室(和室を含む)	364.00	m ²	ケミカル洗淨	毎年2回
			風呂	40.50	m ²		
			洗面室	28.08	m ²		
			廊下階段	187.84	m ²		
			便所	70.74	m ²		
			宿泊室(和室を含む)	364.00	m ²		
		管理棟 2F	風呂	40.50	m ²		
			洗面室	28.08	m ²		
			廊下階段	187.84	m ²		
		プレイホール	便所	70.74	m ²		
			宿泊室(和室を含む)	364.00	m ²		
		宿泊室	風呂	40.50	m ²		

施設等の維持管理に関する業務基準表

No.3

業務名	対象設備 対象業務	規 格 等			法定	業務基準				
						管理の内容	実施頻度			
		1F	洗面室							
		宿泊室	便所							
		2F	洗面室							
		海の学習棟	海の学習室							
			便所							
		プール棟	更衣室							
			便所							
		屋外	屋外便所							
	害虫駆除	管理棟	所長室	21.84	m ²	○	空間噴霧 残留噴霧(厨房) 死虫、死鼠の除去、清掃	毎年2回		
			事務室	58.49	m ²					
			食堂	211.46	m ²					
			厨房		m ²					
			食品庫	127.59	m ²					
			管理人室	27.20	m ²					
			宿直室	14.63	m ²					
			保健室	20.64	m ²					
			印刷室	7.45	m ²					
			更衣室	14.63	m ²					
			休憩室	12.48	m ²					
			便所	48.14	m ²					
			湯沸室	5.00	m ²					
			シャワー室(更衣室)	5.19	m ²					
		管理棟	研修室	274.71	m ²					
			廊下	121.83	m ²					
			湯沸室	3.21	m ²					
			便所	52.35	m ²					
			洗面室	28.02	m ²					
			廊下階段	187.84	m ²					
			便所	70.74	m ²					
			エレベーター及びホール	8.60	m ²					
		宿泊室(和室を含む)	364.00	m ²						
		宿泊棟	洗面室	28.08	m ²					
			廊下階段	187.84	m ²					
			便所	70.74	m ²					
			エレベーター及びホール	8.60	m ²					
			宿泊室(和室を含む)	364.00	m ²					
		宿泊棟	洗面室	28.08	m ²					
			廊下階段	187.84	m ²					
			便所	70.74	m ²					
			エレベーター及びホール	8.60	m ²					
			宿泊室(和室を含む)	364.00	m ²					
		プレイホール	便所	45.90	m ²					
		海の学習棟	海の学習室	135.90	m ²					
			海の科学室	135.90	m ²					
			準備室		m ²					
			便所		m ²					
		プール棟	更衣室	38.46	m ²					
			便所	13.75	m ²					
			倉庫							
			機械室							
		屋外	野外便所	28.83	m ²					

委 託 業 務 項 目	令和3年度見込額
自家用電気工作物の保安管理業務	31 万円
水質検査及び貯水槽の清掃業務	83 万円
害虫防除業務	
衛生器具回りケミカル洗浄業務	
VDU環境測定業務	
レジオネラ属菌検査	
煤煙測定業務	
消防用設備等点検業務	19 万円
防火対象物定期点検業務	
エレベーター特別保守業務	57 万円
浄化槽維持管理業務	62 万円
給湯・暖房機器保守点検業務	18 万円
合 計	270 万円

参考資料⑦

1. 備品一覧（本館の施設・設備）

棟名	施設名	階	室数	設備内容	数量	備考
管 理 棟	玄関ロビー	1	1	下足室（180名×2）	2	大・小各1
				海水魚水槽	2	
				時計	2	
				案内板	3	
				応接セット	2	
				手洗い場（蛇口8）	1	
				AED	1	
				ディスプレイ（発電用）	1	
				コインロッカー	1	
				傘立て	2	
	事務室	1	1	事務机	14	
				応接セット	1	
				所内放送設備	1	
				電話	6	
				火災報知器	1	
				インターホン	1	
				業務用無線	5	
				ファックス	1	
				コピー機	1	
				パソコン	5	
	所長室	1	1	デジタル風速計	1式	
				消火器	1	
	食堂	1	1	事務机	1	標準192名
				ロッカー	1	
				応接セット	1	
				6客用食卓	32	
				椅子	215	
				湯沸器	3	
				手洗い場	1	
				冷凍冷蔵庫	4	
				配膳台	3	
				貯米庫	1	
				洗米機	1	
				包丁殺菌庫	1	
				食器消毒保管庫	1	
				エアコン	4	
				自動炊飯器	2	
				フードスライサー	1	
	保健室	1	1	各種調理器具	1式	
				消火器	2	
				ベッド	2	
				エアコン	1	
				事務机	1	
				薬品戸棚	1	
	宿直室	1	1	洗面台	1	
				応急用タンカ	2	
				TV	1	
	更衣室	1	1	エアコン	1	
				電話	1	
				消火器	1	
	便所	3	3	ロッカー	6	
				男性用	1	
				女性用	1	
	機械室	1	1	身体障害者用	1	
				消火器	1	
	廊下	1	1	消火器	2	

棟名	施設名		室数	設備内容	数量	備考	
管 理 棟	オリエンテーション室	2	1	ソファ	8	使用不可	
				テーブル	3		
				作品展示板	5		
				ベンチ	4		
				スピーカー	2		
				囲碁セット	4		
				将棋セット	12		
				オセロ	9		
				ドミノセット	1		
				輪投げ	1		
				図書	1式		
				ピアノ	1台		
				インターホン	1		
				施設模型	1		
				消火栓	1		
				消火器	1		
	第1研修室		1	固定黒板	2		
				スクリーン	1		
				暗幕	1式		
				じゅうたん敷	1		
				長机	21		
				椅子	90		
				教卓	1		
				テレビ	1		
				ビデオ	1		
				プロジェクター	1		
	トレーニングルーム		1	トレーニング器具	17		間仕切り可能
				TV	1		
				DVDプレイヤー	1		
				体重計	1		
				血圧計	1		
				扇風機	3		
	第2研修室		1	エアコン	1		
				和室42畳	1		
				TV	1		
				座卓	21		
	廊下			防煙カーテン	1式		
				冷水器	1		
				ジュース等自動販売機	3		
				消火栓	2		
				消火器	1		
				ガラス製標本陳列棚	4		
				ロープの結び方標本	1		
				ベンチ	3		
				ホワイトボード	1		
				活動スナップ写真掲示	26		
	便所		3	男性用	1		
女性用		1					
その他		身体障害者用	1				
		エレベーター（身障者用）	1				
		湯沸かし器	1				
		更衣ロッカー	5				
		洗濯機	3				
		衣類乾燥機	1				
		電動ポリシャー	2				
		掃除機	4				
		高圧洗浄機	1				
		立体模型	1				
		シャワー室	2室				
		冷蔵庫	1				

棟名	施設名	階	室数	設備内容	数量	備考
プレイホール	プレイホール	3 (地上1)	1	バドミントン	5	バレーボールコート 2面の広さ
				ミニバスケットゴール	1組	
				卓球	4セット	
				ポートボール	2組	
				スピーカー	2	
				消火栓	2	
	放送室		1	非常口	4	使用不可 使用不可 使用不可（2台）
				移動用アンプセット	4	
				ワイヤレスマイク	8	
				ギター	5	
				アコーディオン	2	
				キーボード	4	
	倉庫		2	バレーボールポスト	2組	倉庫1
				ネット	2組	
				テニスポスト	2	
				ポートボール台	2	
				審判台	2	
				バスケットゴール	2	倉庫2
				綱引きの綱	2	
				卓球台	4	
				キャンドルのつどい用燭台	3	
				ローソク	無数	
				清掃用モップ	6	
				室内グランドゴルフ用具	57	
				室内ペタンク用具	6組	
				スパイダーゴルフ用具	50	
				ティーボール用具	2セット	
	野外ステージ		1	ボールかご	2	使用不可 プレイホールス テージにつなが る
				スピーカー	1	
				ステージ	1	
				観客席（200名可能）	1	
ホール		便所（男・女）	各1			
		冷水器	1			
		丸形ベンチ	2			
		消火器	1			
宿泊棟	宿泊室	3 (地上1)	15	2段ベッド	4	3階は男子棟 定員8名
				敷き布団	8	
				毛布	16	
				枕	8	
				エアコン	1	
			2	2段ベッド	3	定員6名
				敷き布団	6	
				毛布	12	
				枕	6	
	エアコン			1		
	指導者室		1	和室8畳敷	1	定員3名
				寝具	3	
				耐火金庫	1	
	和室		1	エアコン	1	定員8名 2室に 間仕切り可能
				和室16畳敷	1	
	浴室	1	寝具	10		
			エアコン	各種		
			ロッカー	54		
			洗面台	2		
			扇風機	1		
			蛇口（湯、水）	17		
			シャワー	16		
			洗い桶	30		
			腰掛け	30		
			石けん	各種		
			時計	1		
手すり			2			
便所	3	スロープ	2			
		男性用	2			
洗面室	1	身体障害者用	1			
		洗面台	19			
廊下		冷水器	1			
		時計	3			
		消火栓	2			
		消火器	2			
		インターホン	1			
		非常口	2			
		リネン室	1			
その他		エレベーター（身障者用）	1			

棟名	施設名	階	室数	設備内容	数量	備考
宿 泊 棟	宿泊室	4 (地上2)	15	2段ベッド	4	4階は女子棟 定員8名
				敷き布団	8	
				毛布	16	
				枕	8	
			2	エアコン	1	定員6名
				2段ベッド	3	
				敷き布団	6	
				毛布	12	
	指導者室		1	枕	6	定員3名
				エアコン	1式	
				和室8畳敷	1	
				寝具	3組	
	和室		1	懐中電灯	1	定員8名 2室に 間仕切り可能
				エアコン	1	
	浴室		1	和室16畳敷	1	1度に30～ 50名可能
				寝具	10	
				エアコン	1	
				ロッカー	54	
				洗面台	2	
				扇風機	1	
				蛇口（湯、水）	17	
				シャワー	16	
				洗い桶	30	
				腰掛け	30	
				石けん	各種	
				時計	1	
	便所		3	手すり	2	
スロープ		2				
女性用 身体障害者用		2 1				
洗面室	1	洗面台	19			
		冷水器	1			
廊下		時計	3			
		消火栓	2			
		消火器	3			
		インターホン	1			
		非常口	2			
その他		リネン室	1			
		エレベーター（身障者用）	1			

2. 備品一覧（別館の施設・設備）

棟名	施設名	階	室数	設備内容	数量	備考	
海 の 学 習 棟	海の学習室 （準備室）	1	1	実験机	8		
				椅子	48		
				補助椅子	20		
				顕微鏡	25		
				双眼実体顕微鏡	25		
				教師用顕微鏡	1		
				顕微鏡装置	1		
				定温器	1		
				16mm映写機	1		
				スライド	1		
				ビデオテープ	各種		
				図鑑	各種		
				スライド映写機	2		使用不可
				スクリーン	1		
				暗幕	3		
				実験観察器具	各種		
				時計	1		
				スピーカー	2		使用不可
				消火器	1		
				天体望遠鏡	3		
				冷蔵・冷凍庫	1		
				インターホン	1		
				エアコン	1		
	海の科学室		1	ディスクリブラリー	1	使用不可	
				Q&A海のバズル	1	使用不可	
				VTR Q&A	1	使用不可	
				海や海の生物	各種		
				漁業	各種		

棟名	施設名	階	室数	設備内容	数量	備考
海の学 習棟	海の科学室	1	1	海岸のようす	各種	使用不可
				蓮根レプリカ等の展示物	各種	
				海藻	各種	
				貝	各種	
				釣り針の標本	1	
				インターホン	1	
	海の部屋		1	消火器	1	
				深水槽	1	
				魚類写真	各種	
				漁具等	各種	
				天体望遠鏡	3	
	ふれあい広場		1	ハスク	1	2台使用不可
				学習棟中央の広場	1	
	その他		6	植え込み	2	100名収容可能
				男性用便所	1	
				女性用便所	1	
				倉庫	3	
機械室		1				
足洗い場		2				
プー ル棟		更衣室		2	更衣室（男・女）	
	便所（男・女）		各1			
	シャワー室（男・女）		各1			
	洗面台（男・女）		各1			
	脱衣ロッカー（男・女）		各48			
	プールサイド	1	洗面洗顔所	1		
			時計	1		
			水道栓	2		
	淡水プール	1	変形だ円	1	飛び込み禁止	
			長径30m	1		
水深90cm			1			
機械室・倉庫	2	水面面積619㎡	1			
		濾過装置	1			
		循環機等	2			
		水中モーターポンプ	1			
		監視台	2			
	キャンプ用具	別記				

3. 備品一覧（その他の施設・設備）

施設名	設備内容等	数量	備考
つどいの広場	ゆうなぎ	1	
キャンプファイヤー場		1	100名収容可能
キャンプ場 野外炊飯場（第1・第2）	テント5人用	29	使用不可
	野外便所（男・女）	1	第1:12 第2:19
	炊飯場	12	
	炊飯用具10人用	12	
	野外調理場	2	
	水道栓	31	
	食器格納倉庫	2	第1:9 第2:8
	バーベキューセット10人用	12	
	かまど	17	
	テーブル	15	
スポーツ広場	長いす	55	大26 小29
	フットサル		芝生 3,500m ²
	ドッジボール		
	陸上		
	フットベースボール		
駐車場	ハンドベースボール		
車庫	自動車	2	大型バス8台 普通車17台
倉庫	トラック・バン	1	
	電動アシスト自転車	10	使用不可

教 育 財 産 の 目 的 外 使 用 許 可 状 況

用途または目的、台数	許 可 請 人	許 可 期 間
電 柱 支 線 1本 2本	四国電力(株) 徳島支店	令和 2年4月 1日 ～ 令和 7年3月31日
災害備蓄倉庫(地積 6.54m) 1基	牟岐町長 福井 雅彦	平成30年3月25日 ～ 令和 5年3月24日

令和3年度牟岐少年自然の家運営協議会委員

徳島県市町村教育長会会長
牟岐町教育委員会教育長
徳島県小学校長会会長
徳島県中学校長会会長
徳島県小学校PTA代表
徳島県中学校PTA代表
徳島県子ども会連合会会長
日本ボーイスカウト徳島連盟理事長
ガールスカウト徳島県連盟連盟長

避難所等施設利用に関する協定書

牟岐町（以下「甲」という。）、徳島県教育委員会（以下「乙」という。）、〔指定管理者〕（以下「丙」という。）及び牟岐町自主防災連絡協議会（以下「丁」という。）は、牟岐町内に大規模な地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生の恐れのあるとき（以下「災害時等」という。）における、徳島県立牟岐少年自然の家（以下「少年自然の家」という。）の避難場所及び災害対策要員等の宿泊所（以下「避難所等」という。）としての利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲が乙の管理する少年自然の家の施設の一部を避難所等として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所等の開設）

第2条 甲は、災害時等において必要が生じた場合、少年自然の家を避難所等として開設することができる。

（開設の届出）

第3条 甲は、前条に基づき避難所等を開設する際は、乙及び丙に避難所等開設届出書（様式1号）を提出するものとする。

2 甲は、緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず口頭で通知することにより、避難所等を開設することができるものとする。この場合において、甲は、開設後速やかに乙及び丙に避難所等開設届出書（様式1号）を提出するものとする。

3 丙は、甲が避難所等として開設する以前に避難者が少年自然の家に避難してきたことを現認した場合は、甲及び乙にその旨通報するものとする。

4 乙は、甲が前条に基づき避難所等を開設した場合、又は丙から前項に基づく通報を受けた場合は、少年自然の家の利用及び少年自然の家に付随する物品の使用を承諾したものとする。

（避難所等の管理運営）

第4条 避難所等の管理運営は、甲の責任において行うものとする。また、甲は、情報伝達手段を確保し、乙に適宜正確な情報を提供するとともに、丙及び丁に対して適切な指示を行うものとする。

2 丙は、甲の指示のもと施設の維持管理等を行うとともに、必要に応じて、日常生活用品、食糧及び医薬品等の必要な物資を避難者へ提供するものとする。

3 丁は、避難者をとりまとめ、丙と連携して避難所等の管理運営に協力するものとする。

(費用の負担)

第5条 甲は、次の各号に定める避難所等の管理運営に係る費用を負担するものとする。

- 一 指定管理料（週休2日、週40時間）を超える丙の職員に係る人件費
- 二 避難所等の管理運営に係る光熱水費
- 三 前条第2項に掲げる避難者への提供に要した費用
- 四 避難者によって避難所等に生じた損害
- 五 その他避難所等の管理運営に必要な費用

2 乙は、避難所等の開設により「徳島県立牟岐少年自然の家の管理運営に関する基本協定書」第12条の業務が損なわれても指定管理料を丙へ支払うものとする。

(開設期間)

第6条 避難所等の開設期間は、災害発生の日から6ヶ月以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要があるときは、甲は乙及び丙に避難所等使用期間延長届出書（様式2号）を提出するものとする。

(避難所等の終了への努力)

第7条 甲は、丙が早期に本来の事業を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所等の早期終了に努めるものとする。

(避難所等の終了)

第8条 甲は、施設の避難所等としての利用を終了する際は、乙に避難所等使用終了届出書（様式3号）を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙及び丙の確認を受けた後、乙及び丙に引き渡すものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定書の有効期間は、毎年度末とし、甲乙丙丁に異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。ただし、有効期間内に、丙の指定が取り消された場合は、その時点をもって、有効期間の終了とする。

(協議)

第10条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙丙丁は互いに信義を重んじ、協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を4通を作成し、甲乙丙丁の記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 牟岐町長

乙 徳島県教育委員会教育長

丙 指定管理者

丁 牟岐町自主防災連絡協議会会長

(様式 1 号)

第 号
年 月 日

徳島県教育委員会教育長 殿

牟岐町長

避難所等開設届出書

「避難所等施設利用に関する協定書」に基づき災害時における避難施設の利用について、下記のとおり避難所等を開設します。

記

1 使用施設名称

徳島県立牟岐少年自然の家

2 使用期間の予定

年 月 日から

年 月 日まで

3 利用対象者等人数

避難者 人

4 連絡先

牟岐町 課 担当 電話

(様式 2 号)

第 号
年 月 日

徳島県教育委員会教育長 殿

牟岐町長

避難所等使用期間延長届出書

「避難所等施設利用に関する協定書」に基づき災害時における避難施設の利用について、下記のとおり避難所等使用期間を延長します。

記

1 使用施設名称

徳島県立牟岐少年自然の家

2 使用期間の延長予定

年 月 日から

年 月 日まで

3 利用対象者等人数

避難者 人

4 延長の理由

5 連絡先

牟岐町 課 担当 電話

(様式 3 号)

第 号
年 月 日

徳島県教育委員会教育長 殿

牟岐町長

避難所等使用終了届出書

「避難所等施設利用に関する協定書」に基づき災害時における避難施設の利用について、下記のとおり終了しました。

記

1 終了日

年 月 日

2 引き渡し予定日

年 月 日

3 連絡先

牟岐町 課 担当 電話